

# 立教大学 社会福祉ニュース

第3号 昭和45年12月19日発行 編集発行人岩井祐彦 東京都豊島区西池袋3立教大学社会福祉研究所

## 第3号発行にあたって

所長 岩井祐彦

昨年は大学に吹きすさぶ嵐の中にあつて、ニュースも発行できず、ここに第三号を発行する運びとなった。従つて、本号はその間の各グループの活動状況の報告と現在取り組んでいる問題に対する、現場からの発言である。

最後のページの所員の近況は、短文ながら、厚い壁にぶち当たりつてもより真実に生きようとする、生活の姿を示すばかりでなく、人間福祉の問題性を示すでしょう。未着の分として、岡田徹君は東京水俣病告発する会のメンバーとして、水俣巡礼に参加、今は日本窒素株式総会出席のため大阪に行つており、鈴木育三君は、精薄施設鹿島育成寮に身をおき、その事業に参加しています。

われわれの研究所は、所謂研究所ではなく、一つの運動体であります。各々フィールドをもち、実践の場におきつつ、その経験を研究グループにもち帰り、自らの手で抽象化の営みを試み、更にそれを実践の場にもちかえるということを試みています。従つてここでは綺麗ごとは通用しない。又一見ばらばらに動いているようですが、問題意識と接近とに共通地盤を見いだしつつ、相互啓発を模索しています。

運動体としての研究所の活動の重要な柱の一つは ヴ

ォランティア運動である。次号には当事者の報告を期待するが、受けいれる施設もなく、全く制度的犠牲者になっている、「動く重度の精薄児」とその家族を援助するため、ホームヘルパー運動を開始した。重症心身障害児療育センターの活動に参加し、ホームヘルパーとしての訓練をうけつつ、自ら専門のヴォランティアになってゆく運動である。精薄施設に三年身をおいた経験をもつ学生を中心として、十数名が参加している。立教祭には焼鳥屋を開店し、日曜日にはピラをもつて駅頭に立つてカンパを訴えつつ、実際にこのような子らを引きうけ、母親を解放できるような、知識と技能を身につけたヴォランティアになってゆく運動である。

講座、研修会などによる啓蒙運動も意味がある。しかし、われわれは実際の担い手となってゆく、この運動に大いに期待している。

政治の貧困と制度の規定性を称えることも必要だが、このような脱政治的価値追求の営みの蓄積のうちに、真の政治のあり方を指向する結果をうむことを信じたい。

(いらい・すけひこ)

## 目 次

	第3号発行にあたって……………	(岩井祐彦)	[1]
	研究討論集会“法と福祉”——少年法問題……………		[2]
	相談室案内……………		[2]
	私の主張……………	(梶原達観)	[3]
研 究	1. 精神薄弱を巡る家族内葛藤……………	(松本健二)	[4]
	2. 施設内での生活……………	(松本建二)	[4]
話 題	重障児とともに……………	(相沢二郎)	[6]
書 評	E. M. Goldberg : Family Influences and Psychosomatic Illness ……	(江口篤寿)	[7]
研究所諸活動	ボランティア活動のはじめ……………		[8]
	ドンネル会の近況……………		[9]
	家族問題研究会……………		[10]
	相談室のあゆみ……………		[10]
	自己紹介……………		[12]

## 研究討論集会 “法と福祉”——少年法問題

昭和45年7月11日（土）、午後2時  
立教大学5号館、会議室

司会者 沢木敬郎（所員・法学部教授）  
会田芳敏（横浜家裁調査官）  
発題者 兼頭吉市（東京家裁調査官）  
森田宗一（東京家裁八王子支部判事）  
所 一彦（法学部教授）  
河合 洋（所員・大泉病院）  
長谷川浩（所員・東京女子医科大学）

先ず兼頭氏より、現行少年法と改正案との比較などについて説明があった。今回法務省が突如として少年法改正案を法制審議会に提案した経過は従来の慣習を破っていること、法務省の改正理由が事実即していないこと（例えば、少年の凶悪犯が増加しているという法務省の説明は妥当でなく、実際には減少している。）、法務省の意図は国民に対する刑罰の強化と検察権の強化（検察官先議権の回復）にあることなどの説明があり、少年問題を解決する際の福祉的側面と、それが法的に扱われる場合に検察という問題と司法手続という問題とを、青少年福祉を貫く立場からどう関係させていくのが望ましいのかについて説明があった。

次に所氏は、人権擁護についての日米の違いと、我国における権力のパターンリズムとしての特異性を福祉思

想のひとつである国親思想について説明し、その原因としての我国の近代化の特異性、それに伴う法の強制力の必要性、それを合目的化するためのソーシャルワークの必要性を強調した。

森田氏は、刑事法か福祉法かという立場から、日本では伝統的に少年裁判が刑事訴訟の枠組として裁判所の枠組に入っていて、福祉法としての手続がうまくつながらぬこと、特に児童福祉法やソーシャルワークとの結合が家庭裁判所における少年手続の面で困難な問題をふくんでいることを説明し、福祉法の立場から現行少年法をより充実整備すべきであって、法務省案の刑罰思想に強く反対の意見を述べた。

長谷川氏は、サイコロジストとしてこの問題を取りあげ、青年を準成年として刑罰の対象とすることの不適切さを述べた。青年期は自我の確立にとっての大切な時期であり、青年の行動は犯罪をふくめて社会的矛盾への敏感な反応である。現行少年法の不備を、たとえば保護・矯正の実行面で青年の成長にふさわしいものに改善することが急務であることを強調した。

河合氏は、少年法改正についての現代的意義という形で、保安処分に関する刑法改正案反対の立場と関連させながら論じた。一連の法改正運動は一司法界内部の問題ではなく、国民の福祉にかかわる重大な問題であり反対せざるをえないこと。このような治安対策の意図が人権を踏みにじり、役立たぬものは社会から隔離してしまえ

### 相 談 室 案 内

当相談室は

あなたとあなたの家族がよりよく  
生きるために障害となっているい  
ろいろな問題についてあなたとい  
っしょに考え、問題の解決をはか  
る場として作られました。

相談の領域

夫婦、親子など家庭内の問題、親族・男  
女間など人間関係の問題、人生の悩み  
子供の性格や友だち、学校のこと  
精神的な病気や性格のかたよりに関すること

相談日時

毎週土曜日午前10時から午後3時まで  
（予約制）

相談場所

立教大学学生相談所

相談員

本研究所所員（医師、臨床心理家、ケー  
スワーカー）

予約連絡先

立教大学社会福祉研究所相談室  
電話（985）2 6 6 3

という人間生存を否定する恐るべき動機をもっており、ナチスがアウシュビッツをつくった過程にも似ていることを指摘した。

各発題者の意見を沢木氏が整理し要約した後、参会者からの熱心な質問、発題者の応答に入り、討論は白熱して予定よりも1時間近く延長せざるをえぬほどであった。最後に、岩井祐彦所長が挨拶に立ち、研究所の基本的姿勢として人間の福祉を追求していること、その際いろいろの専門家が参加し自由に討論しながら、少年法の問題にしてもまた公害の問題にしても、問題を単に局地的に限定させないで、個別的問題から一般的法則へ、一

般的構造から個別的問題へと取組む歩みを続けていること、その意味で当研究所はセクショナリズムに陥入らないで、少年法をやっても刑事法をやっても基本的には福祉価値を社会福祉の領域でとらえようとしていること、などについて述べた。

ただ、時間などの制約もあって、法と福祉の関連性についての討議が不十分であったことは否めない。今後とも、こういった討論集会を重ねていくことが、われわれ研究所の存在理由でもあると考えている。

(梶原 記)

## 私の主張

## 梶原達観

この度、突如として発表されました少年法改正法務省案を知りました時、私共は大変な驚愕と不安の念にかられざるを得ませんでした。

改正要綱に示された骨子は、少年年齢の引き下げ、検察権限の拡大強化、家庭裁判所の刑事裁判化等々どれ一つとってみても国家権力（殊に検察権力）による支配の強化、これまで家庭裁判所がはたしてきた民主的性格の抹殺等、福祉思想の大幅な後退とそれにかわる権力支配の拡大を意図したものとみないわけには参りません。

現行憲法のよしあしはともあれ、福祉国家として国民の福祉を実現することが我々国民の約束であることの上に我々の生活が成立しています。そうしてまた、我々社会福祉事業関係者はその様な国民全体との約束的同一性によって少くとも安定した自我を保ち、地域住民の福祉実現の意志を持って参りましたし、そのことが我々の国民的意志であります。

ところが、今回の改正案を通してあらわれしました国家的意志は、現体制維持を目的とした権力の発動であり、単に青少年の問題ではなく、その目的に於ても方法に於ても人間の福祉と福祉実現の方法を否定しており、福祉にかかわる我々の同一性に挑戦するものと理解されます。

第一に、本来ならば現行憲法発足の際に福祉国家にふさわしい治安体制としての検察官制度を作るべきでしたが、殆んど改変されることなく旧態のまま検察官に国民訴追の権利が独占されていることです。この様は法律技術者による一方的支配は、主体的な人間性の

発露を抑制するものであり、福祉思想に反するものであります。かろうじて新しく発足した少年法に於てのみ検察官の先議権が否定され、部分的制限がなされておりました。ところが改正案では大きく検察官の権限が回復され、強大な裁量権が与えられようとしています。私はこの様な管理思想に反対いたします。

第二に、私共は精薄者、肢体不自由者、精神障害者等の生存権を守るために意欲的に活動を続ける中で、地域内福祉の方法が管理社会を否定し、運命共同体としての地域社会を強化することに確信を持つに至りましたが、改正案にみられる刑罰強化の思想は、保安処分に関連する刑法改正案と同一の動機によるものであることが判然としており、この様な弱者の支配収容による治安の強化は先述の我々の確信に反するものであり、国民の福祉的要求に反しており、結果としては社会や法の安定を阻害するものとなります。

第三に、私共社会福祉関係者は、近代化の過程に於ける人間の平等性や合理性の実現にソーシャルケースワーク的方法の重要性を極めて高く評価致します。ところが今回の改正案では、調査官の性格や調査審判の構造がソーシャルケースワークの方法や機能を著しく減退させるものであり、権力から自由な人間の相互作用を否定するものと受けとります。

以上の三点より考えて、私は今回の少年法改正法務省案に全面的に反対であることを表明致します。

昭和45年10月1日

(かじわら・たてみ)

## 研究

松本 健二

### 1. 精神薄弱を巡る家族内葛藤 ——家族における精神薄弱の位置

施設というある意味で特殊な状況において精神薄弱者と生活を共にしますと、施設での生活の周辺に漂っていると思われるさまざまな疑問が想起されてきます。市井における精神薄弱を見て“このままでいいのだろうか”とか“施設に入所できないのだろうか”という疑問が沸くのと同時に、施設にあっては“何故現行の福祉事業に組み入れられるようになったのだろうか”という素朴な疑問が生じ、精神薄弱に関する一連の疑問の1つとして位置づけられるのではないかと思うようになります。

精神薄弱に関する現行の福祉事業は（衛生・医療関係の）予防に始まり各種の相談・判定機関を経て在宅児指導・収容保護訓練・通所訓練・教育・職業補導等、さらに各種の待待・補助に亘っていることは言うまでもありません。そうした福祉事業の流れのなかで先の疑問を捉えてみますと、家族という（この場合かなりの程度血縁的な結びつきが強調されてよいと思われる）集団が浮び上がってきます。なぜなら家族の「申告」が制度への橋渡しとなり、後に保護者としての立場に立つのも生存する限り家族の一員だからです。

精神薄弱への家族の扱いが入所前にどのようなものであったかは仲々明確にされませんが、後に現行の福祉事業に組み入れられるようになった訳で「申告」に際しては何らかの契機があったはずで、確かにそれは精神薄弱自身のもつ発達遅滞や精神薄弱に対する一般的観念或いは社会的状況等が深く結びついているにしても、生活を共にした経験から家族には血縁集団として或いは一生活体としての複雑で微妙な綾があったように思われます。この複雑で微妙な「申告」への契機を探ることが施設にいる精神薄弱の今後を考える上で重要であると思われまます。なぜならそこに私達と家族との関係のプロセスにおいて絶えず「家族からの保護」か「家族への補助」かという認識を持ち続けることによって精神薄弱に今後開かれるべき社会への1つの道しるべになるからです。

さて家族に眼を移してみますと、そこには手のかかる世間ていの悪い「よけい者」「やっかい者」という感情があると同時に「一言でないがしろにできない」という感情もあるようです。

『本当に何やらせてもできませんからねえ、大変でしょう。就職といったたとえ先生方のお陰でよくなったとしても一旦精神薄弱の烙印を押されたのですから仲々就職できる訳でもなし世間体もありますからねえ、それこそまた失敗したら……、せっかくここに入ったのですか

ら……、そうかといって今更身近かに置くことも困るし……、こうして施設に入れてもらっているだけで救われるんですよ。それの方があの子も幸せだと思うんですよ、これ以上のぜいたくはありませんよ。

そうかといって何も「ないがしろ」にする訳ではなくこうして月1回でも面会に来ているでしょう。なにしろこの子がこの通りこういう子（或いは明らさまに馬鹿）なものですから不憫で……、ないがしろにするなんてとんでもない、いえ今度も帰ってあちこち遊びに連れていったんですよ、まあ世間体もありますから……、それよりもこの子の兄弟達がこの子につらく当るし、そうですね、嫁の手前もありますからねえ……、私が死んだらこの子はどうなるのかと思うと夜もおちおち寝れないんですよ、本当に先生これからどうなるんでしょうかねえ。そんなこと考えるといつそのこと死んでもらった方が……とも考えることがあるんですよ。ほんとに先生よろしく願います。』

この感情は個々の家族構成員の利害が著しく異ったり或いは結果として利害の対立を生み出したりして家族内の葛藤を引き起こしているようです。特に母親には家族内における自分自身の位置やわが子に対する感情の面で悲しくも複雑なものが見受けられます。家族内葛藤は時としてその家族そのものを崩壊させてしまう程の苦悩を生み出したことでしょうか。離婚などが多いことから推察できますが、とにかく家庭に置くこともできず困り抜いたことでしょうか。精神薄弱が福祉事業に組み入れられる1契機がそのような家族内葛藤にあることは措置判定書（これは現在東京都では福祉事務所・児童相談所等の相談機関の手続きの後、心身障害者福祉センターで判定判断され、作成されています）も示唆しています。

最後に家族内における精神薄弱の位置をさらに詳しく知るには個々のケースによらなければならないこと、それは施設内における「家族からの保護」や「家族への補助」に関連して精神薄弱の指導目標とも関連することを記して、これらを後日に譲りたいと思います。

### 2. 施設での生活

竹細工・刺繍・編物・リズム遊び・劇等の屋内作業や遊び、耕地の開墾・池作り・花壇作り・変形サッカーやバスケット等の屋外作業という2つの流れを持っていた作業訓練クラスを受け持つ傍ら、寮舎での生活を介助・運営して明け暮れた1年が過ぎ、私の作業訓練クラスの成人女子27名が予算の裏付けをもった新しい作業訓練クラスに組み入れられるようになったのは5月末のことで彼女達の入所後7年振りのことでした。以来私の仕事は主として着脱・排泄・洗面・歯みがき・寮内外の清掃・配膳・食事・食器洗い・浴場清掃・入浴・洗濯・衣類整理等の日課に追われ、他に夜尿者の世話・生活必需品の調達・管理・支給、寮生の買物への付き添い・60名にも及ぶ寮生間の人間関係の調整・育成記録の記載・事務処理に及びます。そして時たま園内外で催される行事への付き添い・病人の見舞い・野菜の世話・昨年度担当して

送り出した就職者への訪問・精神薄弱施設運営研究会や園内の会議に参加といった事も仕事のうちに加えても良いでしょう。

このような生活に対応して勤務時間のサイクルは週3回に分けられ、正午から翌日の午後3時までに及ぶ拘束時間27時間の勤務時間が2回と、正午から翌日の午後3時までのうち宿直の9時間を除いた非連続の拘束18時間の1回であり、週平均72時間が私の1週間の勤務時間です。毎夜2名の宿直を除いて成人女子の精神薄弱60名を一日平均3名強の職員で文字通り運営している訳です。

さて、この上施設での生活について詳しい記述を必要とするなら個々のケースを紹介する以外に考えられません。ですからここでは過去1年余の間に行われた寮運営の変更について2つばかり述べることにします。

私の寮では少数の職員で多数の精神薄弱（発達障害・発達遅滞）の生活を運営しているので仲々個々の寮生の生活内容を把握することができずおりましたから、私達はいざこざの調整者や寮の運営人に陥ってしまい寮生の個別性も集団生活の流れや規律に埋没させられてしまうというのが実情でした。その結果日常の行動が充分観察できずある意味の無責任体制になってしまい、それが逆に集団生活のいざこざを生み出すといった悪循環をまねいていたのでした。いざこざの是否よりもさらに悪いことには事実の確かめができにくかったのです。

そこで考えられたのがペア・システムなのです。昨年末に提唱され年度末まで観察を続け個々の寮生の能力を評価し指導目標を設定しながら、以来部屋割りを担当職員を決めていったのでした。常時観察指導できないという交代勤務を補うべく、さらに早番と遅番の2人の職員によるペアを作ったのです。それによって個々の職員は勤務時間内に16名の寮生を意識的に観察・指導することになった訳で、短期間の評価ながら非番の時の寮生の状態が少しでも伝えられてくるようになったのではないかと思います。

しかしながら観察できるといっても職員が寮の運営人としての立場から解放された訳ではありません。ここには物取り主義という批判以前の問題があるように思われますが現状ではこのまま働いてゆくしかありません。ですから工夫が生れてくる訳で、先のペア・システム導入の主旨を生かすべく新しい試みがなされ始めています。

これまで生活必需品から衣服に至る一切が一括購入され、それらが職員の手から与えられるといった寮生には文字通り疎外されていたものをペアの仕事に戻し、共同生活に必要なものを除いて個々の寮生がペアとなった職員の下に直接購入しに施設外に出かけるといった方法に移行し始めています。この生活必需品を自分の手で購入することについて勿論寮生によって程度は千差万別ですが、どのような方法にしろ自分で出掛け、見て、購入することを通じて生活への眼が開けてくればと考えます。

これまで寮生が施設外に出るとすれば年に2回の園外指導・予防接種・一時帰宅等を除いて皆無でした。「社会はこわい」という拒否反応はこの寮生に一樣にみら

れますし、また必ずしも施設外の人々が精神薄弱に理解を示していなかったのも実情でした。施設サイドからすれば、施設外への働きかけが不十分であったことが私達の反省している事でしたから寮生の生活指導と併せ考え、生活必需品を自分の手で買うことを実施し始めたのでした。加えて、施設外で精神薄弱が歩いていますと無断外出か迷い子という疑いの眼で見られるのが常でしたから、外出証明書を携帯することにしましたのです。これらが変更の2つめです。

これらの変更にはまだまだ問題があるのですが、計画の第1段階を終了して思うのは労働集団が1つのチームになることが難しく重要であることです。今後も紆余曲折があるでしょうが、精神薄弱の人権を保証することの必要条件が人と人との交わりの場と機会を設定することであるという生活経験から、先ず日常の生活に根ざしそこから行動を開始しなければならないことを痛感します。それは家庭でも収容施設でもあてはまるのではないのでしょうか。さらに、そうした必要条件に加えて精神薄弱自体の質の向上を目指す必要がある訳ですが、単に生活の技術のみならず「何かに向かって行動しようとする人間の意思」を大切にすることを忘れてはならないと思います。それは精神薄弱の指導のみならず施設に働く者同志にも当てはまるように思います。

最後に精神薄弱の詳しい生活についてはケースを通じて明らかにしてゆくことが最も公正かつ重要であると考えますので、それについては「施設での生活」の続きとして後日に譲りたいと思います。

(まつもとけんじ)



### 電話番号変更のお知らせ

昭和45年8月30日から立教大学をはじめ、立教学院関係の電話が全部かわり、交換台をとおさず直接、電話がかかるようになりました。

立教大学社会福祉研究所	(03) - 985-2664
岩井研究室	(03) - 985-2664
早坂研究室	(03) - 985-2663
立教大学庶務課	(03) - 985-2253
立教学院本部(総務課)	(03) - 985-2753

## 話題

### 重障児とともに

相 沢 二 郎

#### 1. ああ無情

50才を越えたとと思われるご婦人が私を訪ねてきた。

「15才になる娘がいるのですが、まだおしっこも教えず、立つことも出来ず、朝から晩迄テレビを見ているのです。

テレビの画面はいくらかわかるようですが、口はきけません。1日中ワーワーという奇声を発するだけです。この子がいるために、長男に嫁の来がありません。何とか預かって頂けないでしょうか」という相談だった。

しかしこうした相談は、いくら受けても、「入れる施設がないため、空く迄待って下さい」という以外はない。

約1年たった時、児童委員から連絡があった。身体的発育は1人前に生育しているので、その取扱いに疲れた故か母親の身体の調子が悪い、何とか施設に入所させられないだろうかと、勿論あちこちの施設に交渉をしたがどこも入れてくれるとは言わない。そうしているうちに破局がやって来た。母親はついに食物が入らなくなってしまい、病院での診断の結果は、胃癌で然も手おくれた。

この子の世話は不可能です。それを聞いたある施設がこの子の入所を了解した。どうせ入れてくれるのなら、何故もっと早く入れてくれなかったのか。早くに母の手当をすれば、この母親をあの世界に旅立たせなくてもすんだであろうに。今でも、この子の頭を膝にのせて髪をすいてやっている姿が、又おしめの世話をしていた母の姿が目浮かぶ。

#### 2. 重障児の問題

この種の問題はたくさんある。この子がいるために母は働けない。だから貧乏だ。小さな家にしか住めない。そこでこの子が邪魔になる。

保育所はいれてくれない。施設もいっぱいどこでもあづかってはくれない。毎日毎日休むことのない重労働（子供の世話）がつづく。子供の身体は大きくなるが、それとは逆に親は年をとっていく。母親の出産、疾病等による一時的扶養の困難さもある。

これら具体的な問題については、国の施策がいつれ立つであろう。いくつか考えてみると、ホームヘルパーの充実・扶養手当の増額・各種の税金免除・医療費の無料

支給・施設の拡充や相互扶助によって或る程度解決出来る。然しどうにも出来ないのが感情である。

5人家族（両親・祖母・本人・弟）、家は貸本屋をしていて、店は相当忙しく、父は本の交換など、余り家にいず、母が店番をしている。祖母は腰から下がマヒしていて、母の世話をうけている。本児も年に二・三回は激しいけいれんがきて平素は寝返りをうつ程度である。両親は以前より施設入所を願っていた。念願ようやくかない入所可能の連絡を受けとった、それを聞いた祖母は、寝返りしか出来ない可愛い孫を施設にやる事が耐えられなかったのであろう。「手のかかる私がいなくなったら、この子を施設にやらずにすむ」と思い首をつって自殺してしまった。この悲劇をどう防げばよいのだろう。私の力の足らなさから、失わなくてもよい生命を失ってしまった。

この子がせめて口がきけるようになったら、歩けるようになったらと、かすかな望みのために、田畑を売りつくし、家屋敷を手離して医療に専念している親達に、何とこの子の真実を話せばよいのだろう。

ひげ目を感じ、いっその子と共に部屋の中にとじこもり、鉄道線路を往きつもとどりつした時期から、何とかならないかと（いかに真実を伝えても）医療に全力をつくし、そうしてどうにもならないとあきらめがきた時、多くの悲劇を生んでいる。

やがて、この子と共に生きようと頑張り続けたその後で、他の子供が大きくなり、結婚という時期になった時、社会の冷たさをひしひしと感じてくる。親は老令化し、死後の事を考えるようになっていく。

#### 3. まにあわず

川越児童相談所に勤務していた頃「課長、何とかならないか」と水上福祉司より相談をかけられた。

心臓に穴があいている、脳性小児マヒの子供がいる、父母共に日傭労働者で働いている。祖母が九州から来て子供の世話をしているが、九州に残してきた夫が病気で看病に来いと連絡があった、この子を少しの間あづかれないか、ということだった。然し施設はない。何とかしてやりたいと思っているうちに、夫は老妻の看病を受ける事さえ出来ず、近所の人の手によって白木の箱に納まり、祖母の手に届けられた。その時のこの祖母の心やいかばかりであったろう。

既にその頃祖母は、胃の調子の悪さを訴えていた。本児が入所出来ないため、医師にかかる事も余りせず、その結果、ついに物を吐き出すようになってしまった。病院で診断の結果、即刻手術を要するという状態に悪化してしまっていた。

一刻の猶予もならず、万策つきた結果、幸い小児科医が院長している乳児院を思い出し無理に頼んで入所させた。祖母は病院に入院したが本児の名を呼びつづけながら、此の世を去っていった。祖母の死後2週間目に本児

も乳児院長や両親に見まもられながら祖母のもとに逝った。

乳児院入所という方法を最初の相談の時に思いついていたら、祖母に、夫の看病をさせる事が出来たであろうに、祖母の生命はとりとめたかも知れないのに。福祉に向う精神の足らなさが、助かるべき生命さえ失くしてしまっている事を思う時、まにあわなかったではすまされない。

#### 4. あいざわとうちゃん

私が保護所にいた時、父は家出、母は死亡とって、4才の幼児が送りこまれた。その時から泣き止まない。仕方がないので私の方を向かせてだっこしたら、私の乳をチュッチュッとすすりながら眠っていった。さびしくなるといつもそれをねだられた。この子は小児マヒ、手も足も余り思うようには動かない。言葉も思うようではない。重度肢体不自由児だ。1週間目頃から私のことを

「あいざわとうちゃん」と片言でよぶようになった。一時保護所は余り長くはおかないので、施設へ入所させた。この子の事はすっかり忘れていた。ところが突然、施設から本児重態、「血がとまらない病気」とか、本児が「あいざわとうちゃん」といってきかないのですぐきてほしいとの事、施設へかけつける途中考えた。汽車の好きな子だつてと、そこで乗れるような大きな木の汽車を買ってもっていった。

私の膝にのって、私の乳をチュッチュッとすいながら片手で汽車を動かして、だんだん頭が、わが腕の中にもたれかかり、最後に「あいざわとうちゃん」とかすかに言って死んでいった。

私は死んだこの子をしっかりと抱きながらつくづく思った。ああよかった、たとえ何時間かの短い間ではあったが、この子の父ちゃんになってやれたのだから。

そして神に祈った。「しっかりと抱いてやって下さい」と。

(あいざわ じろう)

## E.M.Goldberg: Family Influences and Psychosomatic Illness

## 書評

Tavistock Publications Limited, London, 1958

### 江口 篤 寿

厚生省の「国民健康調査」をみると、疾病大分類別の罹患件数の比率で消化器系疾患が一番高いこと、特に青壮年期では罹病日数でも消化器系疾患がもっとも長いことから、青壮年層の健康問題として消化器系疾患の対策は非常に重要である。

本書は英国の有名なTavistock Instituteの家族研究の一連の仕事の一部としてまとめられたもので、16~25才の男子の十二指腸潰瘍の患者32名について、本人ならびに両親との面接の結果を検討したものである。

本書によると45才以上の男子の4~10%が十二指腸潰瘍で悩んでいるとのことで、英国では現在百万人の人が本症にかかっていると推定されるという。そして多くの医師、研究者たちの間でこの病気の発症にemotionalな要素が大きく関与しているということで意見がほぼ一致していることから、著者と共同研究者等は、十二指腸潰瘍の心理的、社会的な要素は一体何か、そしてこの病気が

が近年増加しているのはどのような要素が関与しているのかという、難解な、しかし重要な問題にとりくんだという。

この病気の発生の要因として心理的、社会的な要素が関係しているという証明として、主として十二指腸潰瘍の患者の性格に関する研究はかなり多く発表されているが、この性格形成に大きな役割をもつ家族関係、殊に子どもの時代のしつけなどとの関連についての研究があまり多くないということから、本書の著者らは、本症患者の家族背景、特に家族の役割、小児期の経験のパターンなどをあきらかにすることができるよう、わざわざ本症の最も多い年令の患者を避けて、かなり若年層の患者をえらんで研究をすすめたことは興味深くおもわれた。また、このような面接調査から得られた情報は、調査する人の私見でバイアスがかかりがちであることから、それを極力避けるために、同じケースに対してくりかえして面接を行ったこと、およびPSWと神経科医のチームアプローチを行ったことなど、学ぶところが多かった。

(えぐちあつひさ)

## 研究所諸活動

\* \* \*

### ボランティア活動のはじめ

#### ボランティアビューロー

人の心身の健康には、余裕というものが必要と思う。適度な緊張と適度な弛緩、また、適度な真面目さと適度な悪戯。緊張がひどければ疲労が激しく後を襲い、その回復とまた新たな緊張との単直線上の往復運動で内閉の世界に窮しなければならぬ。

もし余裕というものがあるならば、単なる直線は横振れし、曲折し、かなりの世界の広がり展開する筈だ。

生活の中の余裕、その基点から人の社会的活動、即ち行動の横揺れが始まるように思える。社会性は非日常的なものではなく、全く日常性の中に棲息しているのではないだろうか。また余裕は単に、時間的余暇ではない。どれだけの多様性を有しているかということである。だから逆説的にいえば、どれだけ社会性を個人の中に受容れているかということである。

日常性の中の社会性、その処にボランティア活動の根拠があるように思える。ボランティアの意味の中心となる自発性は生活に根ざした1人1人の世界の中に育まれる筈である。

では、社会性が何故必要であるのか。また、社会性とは、人間のどうした行動をいうのか。人は社会的に成長することを指令され、加えて、理想社会の建設に飽くことなく従事することが課せられているようである。社会性を問うてみて、それを課題としようとする時、少し窮屈な思いがしないでもない。

確かに人が現実社会を生きて行くとき、社会（他人）との相互作用に於て、自己の責任性といったものを確立しなければならない。また、個人を超克し、社会生活の営為を矛盾なく行なう為に、政治への参加が義務づけられてくるだろう。長い歴史の後に、現代社会は、政治活動を特定の人達のみが行なうのではなく、半分市民が負うべきものとして追ってきている。われわれは、それに答えねばならない。課せられたものとして、社会性を受けとると、ほんとうにしんどくなる。

けれども、それがどう意味づけられ、定義づけられようとも、社会性は、本来、日常性の中に、存在し、個人の具体的生活の営みから惹かれてきたものである。だから、いきなり義務感に駆られて、政治活動に走るとか架空の民主主義社会に傾倒することよりも、1人1人の生活の中に余裕を、1人1人が社会性の泉を掘ることの

方がより現実的に思える。

ボランティア活動の発端は、誠にそこに、依拠している。

現実の生活は非常に、バラエティに富んでいる。だからボランティア活動の発端はいたるところ散在する。誰でも社会性の泉に恵まれる筈だ。

私達の活動もそこから始まった。ボランティアビューローなどと、ハイカラな名前をつけたが、別に事新しいことをする訳ではない。このビューローの役割の最たるものは、どこに泉があるか、その試掘機になることだ。“今の自分の世界から1歩でも外へ”といったスローガンを掲げて宣伝活動するのが1つの仕事になる。そして行動を起そうとする者があれば、それを援助する斡旋活動が次の仕事になる。それには、百貨店のように新しい生活の見本の展示が必要なため、情報聴取活動も仕事になっている。更に、社会的活動が日常性の中に終始しているよう社会的活動の無方向性を制御するための効能研究などもしくはないかもしれない。

個々の生活を排除して社会生活は、あり得ないのだが、社会活動はそれ自身、自動性を得て思わぬところに発展して行く面がある。それもまた必要なものかもしれない。1人1人の行動から市民運動へ、できれば、政治への参加と道が開けるかもしれない。その次元でもボランティア活動は生きていることだろう。生きているならば、そこに逆に日常性が余裕づくられているのではないだろうか。

ボランティア活動ということで、様々なところで、様々な試みが為されている。わがビューローも活動の能率化のため、組織づくりと理論的裏付けを急がねばならない。けれども形がはっきりしてくることは、一番ボランティア精神を阻害する。その辺のところはむずかしい課題である。

何はともあれ、ボランティア活動が人々の余裕の広がりであったらと思う。そして生活のバラエティの舞台場で、個性ある演技を楽しもうと心している次第である。

“ボランティアビューロー”

社会福祉研究所内

電話 985-2664

代表 萩原 俊夫

#### 主な活動

1. ボランティア活動関心度アンケートの学内配布（教職員含）と集計
2. 関係機関（善意銀行・東社協・富士ビューロー・YMCA・奉仕協等）との情報交換と連絡調整
3. 品川区荏原保健所に於ける精神分裂病状患者のた



- めのリハビリ・グループ指導援助活動
4. 河口湖ひなぎくキャンプ・ワーク計画参加活動  
(ひなぎく保育園近隣の小中学生対象)
  5. 重度精神薄弱児通園施設桐花学園に於ける, 日常活動と夏季合宿訓練援助活動
  6. 高田・等々力児童館行事参加活動(善意銀行との協働)
  7. 池袋西口解放大学関係者に対する, 連絡・討議場所の提供
  8. 他ボランティア・グループ(ありんこ会・日本リウマチ友の会)10周年計画協力活動
  9. 養護施設マハヤナ学園撫子園, 1泊研修活動(他ボランティア・グループ, ありんこ会, 淑徳短大ボランティア・クラブとの協力)
  10. 福祉状況調査キャラバン隊(北関東・信越方面)参加活動

ボランティアビューロー

Tel 985-2664(岩井研)

(荻原記)

\* \* \*

## ドンネル会の近況

毎週水曜日, 午後1時30分から早坂研究室において, ドンネル会は開かれている。

昨年春, 一時自然消滅したような形となったものの, その後一同の努力の甲斐あって息を吹き返し, 現在では20名を越えるような大世帯となっている。

各回のレポーターを決め, レポートを行ない, それに関してディスカッションをしていくという研究会方式がずっととられてきた。昨年春から本年6月までのテーマとレポーターは以下の如くであった。

### 昭和44年

- 4月2日 「Existential Psychology」(早坂)
- 4月9日 「委託研究と大学」(鈴木)
- 4月16日 「Phenomenology of Social Existence」  
by R. C. Kwant (足立)
- 4月30日 「看護の概念と方法(卒論発表)」(荒井)
- 5月7日 「The Broken Image-Man, Science and Society-」by F. W. Matson (田中)
- 6月18日 「現象学の意味」フランシス・ジャンソン著(足立)
- 6月25日 「Behaviorism and Phenomenology」  
ed. by T. W. Wann. S. Koch, R. B. Macleod, B. F. Skinner, C. Rogers の各論文紹介(早坂)
- 7月2日 「マルクス主義における人間観の展開」  
城塚登(戸塚)
- 7月9日 「学校カウンセリングの諸問題」(三村)
- 7月23日 「Organizational Stress」1964. R. L. Kahn他

- 「The Social Psychology of Organizations」  
1966. R. L. Kahn 他(大根田)
- 7月30日 「Scientific Outlook-It's Sickness and Cure-」by M. Polanyi (田中)
- 8月6日 「嗜癖について」「Imagination and Addiction to Alcohol」by C. E. Benda, 「Addiction and Existence」by A. van Kaam (長谷川)
- 9月10日 「The Human Body as the Self-Awareness of Being」by R. C. Kwant (足立)
- 9月24日 「マンハイムと社会学方法論」(齊藤充)
- 10月1日 「Phenomenological Approach to Social Psychology」by R. B. Macleod (大根田)
- 10月8日 「患者の主体性に基づく医療」(荒井)
- 10月15日 「実存主義と精神分析」ルドルフ・アラーズ著(松浦)
- 10月22日 「G・W・オルポート自伝」(早坂)
- 10月29日 「Phenomenologies and Psychologies」by S. Strauer (田中)
- 11月5日 「A. Study in Philosophy and the Social Sciences」by M. Natanson (足立)
- 11月12日 「新興宗教に関する社会心理学的研究—創価学会をめぐる—」(足立・田中・米山)
- 11月26日 「日本人の育児様式について—アメリカの人類学者の分析より—」(石津)
- 12月3日 「A. Clinical Introduction to Psychiatric Phenomenology and Existential Analysis」by H. F. Ellenberger (戸塚)
- 12月10日 「進路相談における諸問題」(三村)
- 12月20日 「宗教社会学に関する方法の問題について—公開講演会—」(石津 照)
- 12月27日 「エリクソンの発達心理学」(長谷川)

### 昭和45年

- 1月7日 「知覚体験における空間の問題」—卒論発表—(田中)
- 1月14日 「〈人間的世界の社会学〉の提起とその方法—研究ノート—」(足立)
- 1月21日 「現場からの報告—モラル・サーベイを中心に—」(長井)
- 1月28日 「知覚とパーソナリティー(Intolerance of Ambiguity)」(関)
- 2月4日 「人間関係論の日本における成立と展開」南博(大根田)
- 2月18日 「The Tacit Dimension -Part I-」by M. Polanyi (田中)
- 3月4日 「The Tacit Dimension -Part II. III-」by M. Polanyi (田中)
- 3月11日 「二十世紀人の心理学検討会」
- 4月15日 「社会科学方法論」(齊藤充)
- 4月22日 「〈悩みの調査〉報告」(米山・早坂)
- 5月6日 「技術社会の人間病理」(早坂)
- 5月20日 「現場からの報告—センシティブティ・トレーニングを中心に—」(長井)

- 5月27日 「これ迄の私と禅」 (和田)  
 6月3日 「女性問題について」 (大箸)  
 「断片的知識の強引な結びつけによる幻覚的試論  
 「S・F小説紹介」 (井下)  
 6月10日 「私の生育歴」 (小林)  
 6月17日 「病気と人間」 (上野)

しかしながら種々の事情によって会が、この会本来のアメリカ式性格を失い、レポートを中心とする機能集団の研究会へと変質していく傾向が見られてきた。そこでこの状態を打破するために、7月から一定の義務としてのレポートを一時とりやめ、時間と場所のみが会のために開放されているだけで、他の取り決めを一時すべて保留した。こうした中で7月の31日より3日間、福島県沼尻温泉において合宿が催され、メンバー相互間における徹底した話し合いがもたれた。この合宿の成果は、現在夏休み中のせいもあって、完全に明らかになっているとまではいえないが、変化が生じてきていることは事実で、おそらくはこれから秋にかけての会合においてより明瞭になっていくことであろうと思われる。

(田中)

\* \* \*

## 家族問題研究会

44年4月から45年5月までの研究会は下記の通りであった。現在のところ原則として第2土曜日(2:30PM~4:00PM)はケース研究会、第4土曜日(同時刻)は抄読会となっている。毎回の参加者は10名前後だが、いろいろな意見、批判が出され、かなり活発な討論がなされている。もちろん、ひとつのまとまった意見になるということはないが、互いに違った角度からの見方や考え方に刺激されて、それぞれの人の問題として、現場に持ち帰られているようである。

昨年度の抄読会では、『家族治療の基礎理論』(N. W. アッカーマン他著、岩井祐彦訳)が、4回にわたって紹介され、家族を把握する概念、家族の力動性などについて討議がなされた。また、ケース研究会では、必ずしも家族に直接つながらぬ問題でも、その背後にあるいはその前提に家族の問題が関係するという点で、現場の違いをこえた関心ももたれている。研究会では、現場の切実な問題も出されるので、終了時間が延長することも多い。今後も、学問的に統合する努力とともに、現場の体験からはなれず、本当の意味での社会福祉研究を実現したいと思っている。

関心をお持ちの方の参加をおまちしています。(連絡先、岩井研究室、Tel, 985-2664, 係り保田)

### 昭和44年

4. 26 「家族を社会的にどうとらえるか」——家族と社会の相互関係 (梶原達観 横浜家裁調査官)

5. 24 J・ポウルビィ著「乳幼児の精神衛生」 戸塚悌子・福祉研相談室員)  
 6. 14 ①「地域社会福祉活動から見た家族」 (曾山武男・セツルメント聖人館主) ②「事実について」——対人関係の中での事実をどのように明らかにするか、何が事実かについて (金子久子・横浜家裁川崎支部調査官)  
 6. 28 「ケースワークにおける危機理論とその応用」 (西山茂子・立教大学講師)  
 7. 26 「社会福祉機関の協同について」 (会田芳敏・横浜家裁調査官)  
 11. 8 「重障心身障害児の在宅指導について」 (相沢二郎・埼玉中央児相)  
 11. 22 ①「自己決定と自己受容」 ②「社会福祉学会報告」 (会田芳敏)

### 昭和45年

1. 10 「ソーシャルワーク協会関東ブロックセミナーを前にして、協会に対する態度はいかにあるべきか」 (会田芳敏)  
 1. 24 G・ベイトソン「分裂病的家族における行動の生物・社会的統合」 (明星晃・桐花学園指導主任・院生)  
 2. 24 L. C. ウィン「探索的家族治療における家族内の連合と分裂の研究」 (会田芳敏)  
 3. 14 「M. S. Wの業務分析」 (荻原桂子・順天堂病院M. S. W)  
 3. 28 S. N. シャーマン「ケースワーク治療における家族の概念」 (大原知子・立教大学学生相談所)  
 4. 11 「教護院から見た家庭」 (西沢稔・横浜家庭学園)  
 4. 25 C. ミッチェル「障害家族に対するケースワーク的アプローチ」 (梶原達観)  
 5. 30 「Identity and Interpersonal Competence . . . . .」 (松本健二・都立七生福祉園)  
 又抄読会として  
 6. 27 Family Influences and Psychosomatic Illness, E. M. Goldberg を江口篤寿(医博)  
 7. 25 Neurosis in the Family-Psychosocial Defence, Erenwallを大原知子が紹介し討議した。

(横山記)

\* \* \*

## 相談室のあゆみ

週一回土曜日10時~3時まで受付けている相談室の活動は決して派手なものでも、数量的に誇りうるものでもないが、着実な歩みを続けてきた。ケース数はリストにしてしまえば非常に少なく、年間ケース数が大きな機関の一月ないし数日に扱いうる数並みである。そこで持たれている時間の量はすべてかけもちの労力の奉仕の提供の積重ねではあっても、生み出しているものは他機関にひけをとるものではないと思う。否、むしろ、一般の機関がその機関のもつ様々な制約(組織、管理機構の限

界、入退院などによる時間の制限、ケース数のノルマ、学会発表等)、人的資源の不足、人間に関するビジョンの狭隘・貧困等のために、容易になしえない様々の試みや発展をここではみることが出来る。

まず第一に必要とあらば、長期にわたりじっくりと、とり組むことが可能であり、来談者の真の必要に対して個別的に答える可能性をもつ。(ケース・ワーク関係、医師、心理関係、あわせて約7人——全員相談室以外に自分の専門や仕事をもっている——のスタッフを持ち(しかも治療者の人格を含めて適した人格が当ることが出来る)また相互スーパーヴィジョンの機会に恵まれていることも相談のプロセスにとって欠かせぬことである。

長年にわたり、様々の担当者の行うことであるから、勿論成功とはいえない事例、配慮を欠く事例も中にはあるのだが、機関としての制約が少ないだけに、それは逆にいうと治療者の内側の問題として問われてくるのである。

以上、当相談室の特徴といえるような点をあげてみたが、次に発足以来のあゆみを、数量的かつ質的に紹介してみたい。

援助内容の例。

ケース1 (M. Y. 38才 主婦 6ヶ月継続面接、予後連絡)

(主訴) 17才になる息子(三人兄妹の二番目)がエレキと女友達に夢中で進級がおぼつかない。

(援助内容) 顕著な家族、夫婦間の問題はない。母子関係の洞察、母自身の自我の洞察と成長への援助。息子の行動による不安の受容と援助。息子に対しては平行して面接をすすめ、その行動の意味、位置づけの明確化、将来への展望の獲得を助ける。また本人の希望により具体的援助(家庭教師等)の結果、意欲的に勉強をはじめ卒業時の成績は男子でクラス一番となり、希望の大学へ進学する。(結果的に極めて著効があったが、それが相談の目的だったと見るべきではなく、援助過程のひ

とつの結果である。)

ケース2 (A. E. 23才女性 18ヶ月継続面接。後半は2週間に1回~1ヶ月に1回)

(主訴) 急性症状の為精神病院に入院するが、精神医学的な問題はないとして退院後、自室に閉じこもり、ウツ状態になり人に会えない。仕事も対人関係困難の為続かない。

(援助内容) 治療者との関係形成、自己表出の援助。それに伴い洞察がすすめられ、対人関係のおそれが一進一退しつつも次第に軽減していった。抑ウツ的な自分自身の受容が可能となる。社会生活への参加過程を通しての援助によって、仕事を通しての自信をえられたことも大きく、訴えの内容は消失する。現在、対人関係にも目立った困難や不安はなくなり、仕事も凡帳面かつ正確、ふつうの人以上によくやっている。

ケース3 (S. K 37才女性 4ヶ月継続面接)

(主訴) 非行の芽生えがみられる

(援助内容) 夫を失って一人息子をかかえ働いている。生活で必要以上に肩をはっている。母自身の固い枠組みからみて子供の反抗的態度は非行のはじまりとみえるのだが、**実際非行的問題はない**。母親の子供像の押しつけにより、子供にとっては重荷の母である。以上のような点についての母の洞察過程の援助、母の生育歴からの母自身の性格、行動傾向の形成の理解を助ける。母自身の変化により子供の状態が安定(反抗的言動の消失)することによって母子関係も変ってゆき、非行の心配をしなくなる。

なおS45年9月以降、予約の手ちがいをなくするため相談室予約ノートを早坂研究室(係り永島)に常備し、予約の一本化を計りたいと思います。(Tel 985-2663)

(従来のTELは改正になりました。)御協力、御利用下さい。(戸塚)

① 資料

1966年~67年	来談者数	ケース数	のベスタッフ動員数(内訳)
1966年~67年	4 男2 女2	4 男2 女2	4 (心理関係4)
1968年	4 男3 女1	4 男3 女1	7 (医師1, ケースワーク関係1) 心理関係5
1969年	22 男10 女12	16 男8 女8	20 (ケースワーク関係2.) 心理関係16. その他2)
1970年 (9月現在)	8 男1 女7	8 男1 女7	9 (ケースワーク関係2) 心理関係7
総数	38 男16 女22	32 男14 女18	40 (医師1, ケースワーク関係5) 心理関係32

② <年令別(ケース)>

	男	女
10才以下	1	0
10代	9	1
20代	1	3
30代	2	9
40代	0	3
50代	1	1
		(不明1)

③ <相談継続期間>

	ケース数
1 回	9
1ヶ月未満	10
1~3ヶ月	5
3~6ヶ月	3
6~12ヶ月	2
1年以上	1
継続中	1
	(不明1)

④ <来所経路>

- 順天堂病院4. 東京家裁2.
- 立教中学3. 診療所1. 他大学1.
- YMCA1. 東京第一病院1.
- 虎ノ門病院1. 立教関係者の紹介5.
- 近所1. パンプを見て1. 当室呼出1.
- その他

⑤ 問題別

- ・登校拒否
- ・対人関係の困難(不安感, 圧迫感)
- ・児童の行動異常(友だちができない, クラスでの問題児)
- ・非行傾向
- ・不眠・食欲不振などを伴う精神的不安傾向
- ・家族関係の問題・困難(夫婦・親子)
- ・進学
- ・離婚
- ・生きがい
- ・その他

## 自己紹介

岩井 祐彦 立教大学  
三島の死は彼の死であるが、彼の生が妙に私をとらえて離さない。思想も立場も全くちがうのではあるが。

早坂 泰次郎 立教大学  
実存心理学の講義に四苦八苦しつつ、病院(主に看護)と産業界という二つの領域で、人間関係の諸問題について考えたり、実践的にうごいてみたりしている。

相沢 二郎 埼玉県中央児童相談所  
埼玉の片田舎で、子供の福祉とにらめっこしています。このごろは、母親らしくない母親が多くなりほとほと困っています。社会の風は、こどもにも吹きあれます。

梶原 達観 横浜家庭裁判所  
人間関係の構造理解をすすめると、最近の一連の制度改変が関係成立に影響を与え福祉実現を困難にすることがわかり制度(法律)充実のための実践と研究をしている。

桜井 芳郎 国立精神衛生研究所  
保母の生活態度や価値意識の特性を精神衛生的観点から考察することと、成人精神薄弱者の社会生活、職業生活参加の諸条件を分析する二つの研究に取り組んでいる。

西村 哲郎 立教中学校  
学生、生徒の教育指導、殊にキリスト教倫理を通して現代青年達とのふれ合いに努めております。尚小中高の教育連帯も課題の一つとして取り上げております。

江口 篤寿 立教学院診療所  
現在とりくんでいる仕事は「コンピューターを組み込んだ健康管理のシステムづくり」やりたい仕事は「個人の健康におよぼす集団の影響に関する研究」

河合 洋 大泉病院  
日本の医療・福祉の根底にある差別・抑圧構造の実体が次々にみえてくる、と同時に私の中にあるそれをも鋭く指摘されて抑うつ感と消耗感のなかに埋没しかけている。

長谷川 浩 東京女子医科大学  
非行少年の臨床を去って3年になりますが、最近は、看護の問題に興味をもっています。人間の問題として、この両者は基本的につながると考えています。

坂口 順治 東洋大学社会学部  
Tグループを中心としたグループワークの研究がおも

な主題。現在はソーシャル・ワーカーの指導性の開発と精神病院の医療チームのあり方をアクションリサーチ中

土屋 智英 桐花学園  
明星氏の後を受けて桐花学園存続(解散?)に努力しています。巷間の通園施設なので精薄問題が社会問題として迫って来る為少しづつソーシャルアクションを試み中

金井 建郎 大泉病院  
日常の援助活動をする中で気づく事は精神障害者の社会復帰を家族が阻む事が多く、殻に閉じこもった家族に対してどのような働きかけたらよいかというのが問題である

戸塚 悌子 当所相談室, 順天堂,  
香蘭女学校専攻科講師  
当相談室と順天堂医院の医療相談室で症例に接しつつ人間治療の問題に、もうひとつは、人間の問題の一環として女性(妻・母を含む)の生きがいに関心をもってしています。

松浦 美智子 虎の門病院分院  
45年6月から虎の門病院分院でM.S.W.として働き始め、消化器疾患の患者を主にケース・ワークを勉強しています。精神が如何に体に深いつながりがあるか興味深い

大原 智子 立教大学学生相談所  
今夏、JICEのSTに参加し、貴重な体験を致しました。とにかく自分になりきることの難しさを実感し、ジワジワと体験がよみがえっているような昨今です。

長島 正章 ボランティア・ビューロー  
住居は同花学園で土屋氏と同居、今は動く重障児の個別指導と共に重度センターとの協力でホームヘルパーの仕事ボランティアを使って行なっている。

荻原 俊夫 立教大学ボランティア・ビューロー  
予てV・ビューローにも学習の機会がほしいとの、スタッフ内の申し合わせが有り、「幼児心理・教育研究会」を発足、活動に深みを加えようと動き廻って居ります。

横山 礼子 院生・武田病院 PSW  
サイキアトリック・グループワーカーとして理論的にも実践的にも模索の段階。ワーカーの協力体制、報告をきちんとすることを通してチーム作りを目指している。

保田 記代子 社会福祉研究所  
今年5月から当所で事務のお手伝いをしていましたが、12月をもってやめます。短期間でしたが皆様のお力添えに感謝いたします。